

令和元年度 第3回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和元年10月17日（木）午後1時30分～
 ところ 犬山市役所 2階203会議室
 出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、
 桑原委員、木村委員、吉田委員、原 委員、
 岡 委員、久世委員、丸山委員、宮本委員
 欠席者 玉置委員
 事務局 吉野健康福祉部長、河合保険年金課長
 水野保険年金課課長補佐、
 北野保険年金課主査

◆議事

河合課長

台風後、急に涼しくなって体調を崩されている方もいらっしゃるみたいですが、
 けれども、皆さま、お集まりいただきましてありがとうございます。
 ただ今から第3回目の国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。
 では、はじめに会長からご挨拶をお願いします。

久世会長

はい。本日は大変お忙しい中、集まっていただきましてありがとうございます。
 今日の会議は概ね2時間を予定しておりまして、3つ決めたいことがあります。
 1つ目が「県の決算状況について」報告していただく。2つ目が前回の持ち越しになっ
 ている「応益応能割合について」の協議に一定の結論を出すということ。3つ
 目が新しい協議事項として「法定外繰り入れについて」協議をしたいと思いま
 す。ご協力をどうぞよろしくお願いたします。

河合課長

はい。ありがとうございました。
 あと他に次回以降の日程も後ほど決めさせていただきたいと思っております。

—資料の確認—

今日は玉置委員が体調不良でご欠席の連絡を受けております。それから日比野
 委員と木村委員がそれぞれ少しずつ「申し訳ないが遅れる」というお電話をいた
 だいておりますので、ご了承願います。

現在のところで協議会規則に基づきまして、過半数に達しておりますので、本
 日の会議としては成立するものとなっております。

それでは、会議の進行を同じく協議会規則3条により会長にお願いをすること
 になっておりますので、引き続き久世会長、よろしくお願いたします。

久世会長

はい。では、議事に入りたいのですが、その前に本日の議事録の署名人を私のほ
 うから指名をさせていただきます。被保険者代表の長野委員さんと歯科医代表の
 吉田委員さんをお願いしたいと思います。

では、議題に入りたいと思えます。議題1「愛知県の決算状況について」事務局
 から報告をお願いします。

事務局

はい。「愛知県の国民健康保険特別会計の決算状況について」、資料1により報告させていただきます。

前回の運営協議会で、愛知県の国保の決算見込みを報告させていただいていました。その時点では単年度収支で160億円の黒字となること。ただ、国の補助金の翌年度精算分が80億円程度あり、実質80億円の黒字になるというところまで報告させていただいていたと思います。それ以後にわかったことについて、ご説明します。

決算により、国庫などへの前年度精算分、返還金が、この表の④のところですが、87億円程度ということになって、事業納付金の余剰金は73億円になるということです。

そこで、「この73億円の取扱いはどうなるか」ということが一番の焦点になってくると思いますが、元々国のガイドラインで、余剰金については返還することは決まっていたが、前回の協議会時点では、返還の方法については決まっていませんでした。その後、県内市町村アンケートを基に愛知県が方向性を出してきましたので、ここでお伝えします。

その方針については、この資料の一番下※印の所に書いてありますが、「前期高齢者交付金」という補助金制度がそもそもありまして、それは前々年度分を2年後に一括清算するという制度でしたが、それに近い形で平成30年度に発生した、この73億円という余剰金を3年間で清算していくということです。ですから令和2年度については、73億円の3分の1の24億円が市町村に返還されるという予定になります。返還方法については、各市町村に均等に返還するという考え方で、単純に54市町村あるので、54で割って「1自治体当たり」という方法ではなくて、事業納付金の算定方法と同様に、被保険者の人数によって均等に返還するという方向が出ました。なお、令和2年度の犬山市への返還額は⑩のところにあります。2,500万円程度となります。これは全体の3分の1の金額になります。73億円全体でいくと7,500万円程度の返還がありますが、来年、事業納付金に反映されてくるのは、2,500万円程度になります。国の余剰金の返還方法については以上のとおりです。

久世会長

はい。ではただ今ご説明があったことについて、まず、ご質問がある方はお願いします。

この件は玉置委員から伝言を預かっていまして、3年かけて清算をするということは少し納得がいかないと。理屈がわからないということだったので、前々年度分清算があるからとか、何故3年かけてやらなければいけないのかとか、何か理由があれば説明お願いしたいのですが。

河合課長

はい。県の代弁みたいになってしまいますが、今まで市町村が運営していた時に問題になっていた前期高齢者交付金という社会保険から沢山お金が来るものがあります。それは概算で払ったりもらったりしたものは、2年後に清算をされるということで、これは財政変動には非常に大きな影響を及ぼすものになります。今年と来年はそれがないのでいいのですが、安心してると3年後に赤字を被ったりする危険性があるので、リスク分散のためにその年までの3分の1ずつにして、来

年、また余剰が出たら、そこからずらして3年というふうにしていくので、3年経つと、結果的には3分の1、3分の1、3分の1ですので、ずっとやり続けていけば余った1年分、全額が返ってくるというイメージで、「リスク分散のために、3分の2をこすくとしておくというイメージではないですよ」というのが県の説明です。

久世会長

他の都道府県もそういう運用をしているのですか。

河合課長

すみません。よその都道府県がどういうやり方については、まだ把握はできていません。

岡委員

僕も納得がいかないと思いますが、やはり精算ですので、これはできるだけ速やかに精算すべきというのが本来ではないかと思っていますけれども、県の方でプールしておいたお金は、県の方で何か「こういうふうにも有効に使うんだ」ということがあるのですか。それとも速やかに返済したほうが市町村はそれに応じて適切な運用を図れるかと思っていますけれども、そちらの方がメリットがあって、県の方に何かメリットがあるのかどうか。それは3年経てば3分の1、3分の1、3分の1を持ってくることではしょうけれども、県のほうでストックしておいて何かメリットがあるのであれば話は別ですけれども、精算は速やかにするほうが各市町村にとってはメリットが大きいのではないかと思います、どうなのでしょう。

河合課長

はい。そこだけ捉えられると、私もおっしゃる通りだと思います。ただし、市町村で我々が運営していた時もそうですが、最初の年が始まって、概算、概算が続いて3年目に例えば犬山ですと何億円というお金の返還が社会保険からきますので、その時、多分県全体の金額としては非常に巨額になると思います。その時にももしマイナスが生じると、その年の我々に課された納付金を毎年清算していくのであれば、その時だけドカッと上がった金額を我々が納めなくてはいけなくなるので、そういう面では市町村にはデメリットがあると思います。「だいたいこれぐらいだ」と思っていたのに思わぬ清算が発生して、その年だけ納付金がボンと上がるというリスクがありますから、県としてはそういうことにならないように「単年度だけで完結するのではなくて、少し長いスパンで見させてくださいよ」という意味になると思うので、市町村にとってメリットが全然ないわけではないと思います。それこそ「リスクの分散」という意味だと思います。そういうことを県は考えているということです。

今は、余剰金が発生しているのですが、返還が出てきますけれども、足りない場合もあります。その時に備えてということもあると思います。今回は、マイナスでないことを確認はとっていませんが、マイナス分も3年間でという考え方は同じになってくると思います。

岡委員

そうするとマイナスが出た時には、一旦決算で余剰金が出ている、その余剰金を県の方でつぎ込むということが有り得るということですか。

河合課長

そうです。その通りです。「それは穴埋めに使います」ということです。

1回、1回精算するというのが筋だということは一方ではありますが、そうすると財政変動が起きて今年余ったからよかった。返ってきた。来年は「実は足りな

かったから納付金にそれだけ上乘せするね」と言われた時に、去年余っていたものをそこに充てれば、「市町村の変動が減るでしょう」というのが県の言い方になります。

岡委員

財政運営の基本に「単年度主義」というのがあるのはご存知だと思いますけれども、これに対しては県のほうはどういう説明をしてみえるのですか。

河合課長

回答になるかわかりませんが、介護保険の制度が多分頭にあって、単年度主義というのはもちろんその通りですけれども、介護保険だと3年度を見越して3年間の税率を定めていますので、1年目は、単年度ではもちろん黒字になりますから、その黒字は基金に積んでおきます。2年目は多分、適正でとんとんになります。3年目になると税率を据え置いているので赤字になりますが、1年目の黒字をそこに充てます。それによって「単年度の収支を安定化させていきます」という趣旨になるので、おっしゃることはもっともですが、基金と同じ考え方で、そういうことをおやりになるのではないかというふうには感じています。

岡委員

今の説明でしたら、基金を作って、基金に積み立てて、赤字になった時に取り崩すということは理解できますが、3分の2を繰越して累積黒字を持っておいて、マイナスになった時にそれを取り崩すということでは、単年度主義とは明確に相容れないことですので、基金を創設するという方針があるのか、ないのか。今みたいな形で繰り越した3分の2の累積黒字を「赤字の時には使っちゃうよ」というのは、これは少し違うというふうに思いますが、その辺はどうなのですか。

河合課長

おっしゃることはよくわかります。犬山市が正にそれで、今まで繰越金でやっていましたが、「基金に積んでちゃんとやりましょう」という話をしたので、ご趣旨はもっともです。県に新たな基金を作るのか、今ある既存の基金に積んでおくだけなのか、繰越金でやりとりをするつもりなのか、確認ができておりませんので、またそこについての意向は確認をさせていただきたいと思います。

岡委員

基金を創設するというのであれば、私も許容範囲だと思っていますけれども、3分の2は累積黒字に回すよということであれば、こういう財政運営の単年度主義に明確に干渉すると思いますので、「それはいかん」という声が強くなりました」ということを言ってほしいと思います。

久世会長

この措置はずっと続けていくのですか。

河合課長

先ほど言った3年が過ぎて、安定運用ができるようになって、リスクがほぼないとわかれば、もちろん単年度で精算していくのもありかな、というふうに私、個人としては感じますが、愛知県もまだ制度を創出して最初ですし、これ以降の変動や新たな精算もあり、しかも財布を握るのが初めてで市の財政の何十倍の財政規模ですので、心配しているのだろうな、というところは我々実務を扱う者としては理解ができるころだと思っています。

長野委員

先ほど国は「全部返還しなさい」と言われましたですね。それは国の方としては、この愛知県の取扱いは、犬山市だけの問題ではないと思いますが、国はそれを了解されているとか、そういう取扱いもあるなという考え方で対応しているのでしょうか。

河合課長

国のガイドラインは、やみくもにため込んで返さない、清算しないということはある得ないという言い方になっていたかと思いますが、「清算することが原則だ」というところなので、恐らく県も国に背いてまでそういうことをやろうとはしていないと思いますので、多分確認をして許容範囲とされたのだろうという推測はしています。

河合課長

基金に積むかどうかは、県の方に改めて確認をとらせていただきます。

久世会長

できれば他の県の状況もわかる範囲で調べておいて欲しいと思います。質問はよろしいでしょうか。では、この件はこれでよろしいでしょうか。

議題の2つ目にいきたいと思います。

「応益応能割合について」、これは前回に引き続いてですけれども、事務局から説明をお願いします。

事務局

応益応能割合については、現在の税率構成で、応益対応能が45%対55%となっています。この状況は、受益を受ける一人一人の公平性から負担してもらう応益よりも、担税能力がある人により多く負担してもらうという方向に少し傾いている状況です。

そこで、この負担割合を変更した方が良いかどうかを議論していただくということになります。

資料2をご覧ください。真ん中に表があります。現在の国保加入世帯の加入人数の状況の表になっています。この表の一人世帯、二人世帯の部分がほぼ全体の9割、89.61%を占めています。被保険者数が一番多い世帯については、8人世帯で、3世帯となっています。

そこで、こちらの表からモデル世帯として、今回は、割合の多い一人と二人世帯と、最大被保険者世帯の8人世帯の応益応能割合を変更した場合の年税額の変化について、次の資料2の2の方でお示ししています。この表をつくる前提としては、犬山市全体で応益応能割合が変わったとしても同じ税額が確保できるように均等割額と所得税割税率を調整して、応益応能割比率を50%対50%、40%対60%にした場合の2パターンを作成しました。パターン1の表は、応益応能比率を現行より応益側へ傾けた場合、50%対50%にした場合の表になります。二重線で区切られている3モデル世帯とも、所得の少ない世帯で、負担が1世帯当たり500円から7,000円と増えていますが、平均的な所得の世帯は、逆に500円から7,500円に減っています。パターン2については、応益応能比率を応能側へ傾けた場合になっています。パターン1とは逆に3モデルとも所得の少ない世帯の負担が1世帯当たり2,300円から33,800円の減額し、平均的な所得の世帯は、1世帯当たり3,000円から17,100円の負担増になっています。ちなみに、一番構成比率の高い1人世帯において、平均的な所得の世帯の1世帯当たり8,800円の増額になっていますが、この金

額は、平成30年度の税率改正した時の1人当たりの増額5,126円よりも大きい金額となってくる状況にあります。

このことからわかることは、応益応能割合を変えることで影響があるのは、平均的な中間所得層と低所得者層となり、高所得者層については、限度額が設けられているので影響はありません。この高所得者層に負担してもらえる方法があれば、良いと思いますが、限度額の引き上げという方法では、前回の協議会の中で議論いただいて、「3万円引き上げる」という方向性を出していただきましたが、これでは、240万円程度の増収という小さなものにしかなりません。

以上のようなことを参考に応益応能割合を現行通りにするのか、変更するのか、ご議論いただければと思います。

久世会長

はい。今の割合の4.5対5.5を変更した場合のシミュレーションになっているわけですが、それをどちらに傾けるかというシミュレーションですけれども、まず、現状を維持するのか、変えるべきなのかというところでご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

桑原委員

これまで変更されたことはあるのですか。なぜ4.5対5.5をこれまで維持してきたのか何か理由がありますか。

河合課長

これまで明瞭な意図をもって応益応能割合を変えてきたことは恐らくないと思います。先回お話しましたが、以前は1対1が理想、理念だという形になっておりました。今の5.5対4.5というのは、愛知県の所得水準から考えて、日本全国から比べると所得が少し高いものですから、それに合わせて愛知県の標準が「これぐらいだから」ということで先回、30年度に増税をする時に「標準が一番良いのではないか」という協議会の結論をいただいて、現在そのように設定をさせていただいているところです。

岡委員

質問ではなくて、基本的な方向性については、前回、私が申し上げたように他の健康保険の組合は基本的には所得一本ということですが、国保の場合は、所得、平等割、均等割という3本立てになっていますが、どうしても均等割というのは江戸時代を含めた以前のいわゆる人頭税、頭数割りというイメージが強くて所得が少ない人ほど重い。事務局のほうで以前に所得ごとの負担率の一覧表みたいなものを作って見せてもらった記憶があるのですが、それによると国保の負担率が低所得者ほど重い。収入の20%近くに及ぶとか、もう少し所得があっても10%を超えとか、ずっと所得が増えていけば国保の負担率は数%だよという所得に応じた負担率の表を作りましたよね。見せてもらった覚えがありますが、皆さんには配られなかったというふうに思っていますが、それから考えてもやはり低所得者の負担率を下げていくということが僕は大事だと思っていて、それに増して今まではフィフティー・フィフティーと言っていたのを愛知県の平均ではみんな所得があるから、所得割、応能割の方に比重を傾けて55対45にしたということは、僕は評価しています。一気に「応能割を100%にせよ」ということまでは発言しませんが、応能割を増やしていく努力を、その方向性だけは少しでも持ったほうがいいという思いがあります。とりわけ均等割の中に子どもが入っていることについて、「やはりこれはおかしいぞ」ということを再三述べてきた中

で、犬山市長が愛知県の市長会で頑張りました、国の全国市長会に向けて、「この子どもの均等割は失くしていくべきだ」という意見書を持ち込むことに成功しました。そういう点では、言うだけではなくて、犬山市も全国の市長会や全国市議会議長会で、やはり均等割の子ども部分については、無にする。ゼロ負担にしていくという方向を持つべきではないかということ国へ主張しつつ、市町村でもその辺の努力を私はずべきだと思っています。単なる応能割、応益割をどうするかといえば、少しでも応能割を増やしていく。応益割を減らして低所得者の負担を軽くしていく方向をとるべきだと思っていますし、とりわけオギャーと生まれた赤ちゃんからすぐ「人头割だよ」と言って、均等割を課すのは過酷だと思いますので、子どもの均等割はやはり無くしていくべきだという声を犬山市が愛知県の中で市長会としては初めてその声をあげて、愛知県の市長会としては全国の市長会にこの決議を持って、「全国でもこれを無くしていこう」ということに成功しましたので、議会のほうも頑張らなければいけません、そういう努力を犬山市もしていくべきだと思っています。

久世会長

低所得者の負担を軽くするという趣旨のご意見だと思いますが、この備考のところにも軽減というところがあって、その軽減が図られた後の税額ということですね。

低所得者の方には7割軽減、5割軽減、2割軽減というものがあって、減額された後の数字だということではあります。4対6にした場合、基本的には中所得者の方の負担が増えて、低所得者の方の負担が軽くなるということです。今の説明の中だと、5対5というのは以前の形に戻すことになるわけですね。そこをどうするか、という議論です。最初5対5だったところから、今、応能、お金を持っている人の負担を重くするという方向で4.5対5.5になってきていて、今、岡委員のご意見はその流れの中で4対6にしていくべきではないか、というご意見だったということです。

そこで、現状に留めるのか、4対6にしていくのか、もしくは以前に戻すのかという3択ということです。

河合課長

事務局から少し補足します。

先ほど会長がおっしゃった通り、7割、5割、2割という段階で軽減があります。中間所得者層が重くなるということが事実ですが、事務局として一番気にするのは、ギリギリ軽減を受けられない方たちは、決して中間所得者層ではないと思っ
ていまして、応能を上げるとその人たちへの負担がポンと上がってしまって、軽減がかかっている人たちはまだ均等割などが減るのでいいですが、この平均所得を見て頂くと基準所得が年間で123万しかない方が平均ですから、こういった方は皆さんの生活環境から言うと決して中間所得者層ではないと思うので、事務局としてはそういう方たちが「中間所得者層」という名の下に税が上がるのは少し気になっています。

久世会長

中間所得というと300万から600万ぐらいだと思っていましたが、そうではないということです。

これは国保の被保険者の中の中間とか、低所得者とかいう割合というわけですね。

河合課長

そうです。国保の方は、全体的に所得が低いということはありません。

岡委員

先ほど発言の中で言ったように、所得ごとの国保の負担率、これは水野議員の要請で資料を作成したのではないかと考えていますので、今回、この表だけでは、「所得最大」、「所得最小」、「平均」と言ってもどこをとってみえるのかわからないので、所得の水準毎に「国保の負担率がどうなのか」ということと、そしてこれを今の4.5対5.5と、それを4対6にした時、5対5にした時の表を作ってもらわないと、今出ている表だけでは、結論を出すには不十分だというふうに思っています。

河合課長

以前、国保の人たちの所得階層別のものをお作りした記憶があって、それは当時のものであれば、そう大変わりしてなければすぐ出すことはできると思います。ただ、今、岡委員がおっしゃったのは、国保税がその人の所得の何パーセントを占めているから、例えば「低所得の人は保険料が3割も、しかし、お金持ちの人は5%に過ぎないから、やはりこの人達を救うべきだ」という資料だと思いますが、そこまではお作りした記憶はないですが。

岡委員

その表を僕は見ているから、それに今の基準の4.5対5.5と、4対6になった時と、5対5になった時のものをシミュレーションでやれば、非常に手に取るように所得階層によってどうなるのかということがわかります。誰の目にも「ああ、こうだね」ということがわかるので、今日、結論を出すのではなくて、その情報を事務局に奮闘して、作っていただいて次回、それを見た上で判断するという形のほうが僕は運協として責任を持てる結論を出すことになるのではないかと考えています。

事務局

そのモデルを作るにあたって、国保の世帯人数の構成自体は1人世帯、2人世帯が結局、全体の9割で、1人世帯が6割なので、人数割の部分を排除していいですか。

久世会長

そうなると岡さんの言う人頭税的などころからは全然違う話になっていく。また、夫婦だとか母子家庭・父子家庭のような形なのかということでも分かれる気がするので、その辺りは少し情報を整理して、どういう世帯の方に特別に手厚くするかという議論になってきそうな気がします。もう少し、その辺りを煮詰めて考えたほうがむしろ有効な手が打てるのではないかと気がするので、そう拙速に結論を出すこともないと思いますので、継続して議論するという事によろしいですか。

岡委員

是非、継続して議論をして欲しいと思っていますけれども、もう一つ、「子どもの均等割」18歳未満の子どもの掛かっている均等割というのは、だいたい幾らなのか。一宮市みたいに、これを3割だったか、半分だったか減免した場合のように、子どもの均等割を全部ゼロにした場合や半分にした場合に市が持たなければいけない予算額が出てくるので、それを資料として議論できると思います。

河合課長

確か一般質問でも同様のご質問があったので、当時の金額とかもお答えはしていると思います。ネックになる部分についても多分お答えをしていると思いますので、共有のため皆さんにその資料を次回お出ししたいと思います。

丸山委員

今日の資料を見ての意見ですけれども、先ほど言われたように1人、2人世帯がほとんど9割あって、岡さんが言われたみたいに子どもがいるところは少数派だと思いますが、2の2の表を見ますと、一番金額が跳ね上がるのは、パターン2の8人世帯の真ん中の17,100円上がるというところだと思います。子育て世帯というのは、学費、住宅ローンは払わなければいけない、食費も掛かるというような中で、子どもが多い世帯で平均的な所得の人が一番上がるようなふうであるなら、自分はパターン2にすべきではないのではないかと思います。

河合課長

この8人世帯というのはお子さんが多いということではなくて、一家で自営業をやった場合には、全員を一世帯にすれば限度額に行けばそこで済みますので、そういった節税効果を狙って大家族になっていらっしゃる方がいるのかなという気がしますので、お子さんが居るといって多分4人世帯までということかなとは思っています。8人世帯というのは、少し特殊事例かなというふうには本当は思っています。

丸山委員

特殊事例ではなくて、ありそうな世帯構成で示すべきではないのではないかと思います。

河合課長

そうですね。昨年は年齢ごとに4人世帯でお子さんが2人居るといようなものも作っていましたが、それは同じように議論すると影響がある人たちがほとんど居ないのに、そこを中心に話がいくのではないかというご意見もありましたので、今回は一番多いターゲットというシミュレーションを示させていただいたのと、あとは極端な部分ということで最高値はやはり示すべきだろうという考え方でさせていただいているものです。

久世会長

ご意見、よろしいでしょうか。質問等、ご意見等。

では、岡委員のおっしゃった資料などを含めて、また、次回改めてという形にさせていただきますてもよろしいでしょうか。

では、2つ目の「応益応能割合について」はまだ次回に持ち越しということをお願いしたいと思います。

3つ目に移ります。「法定外繰入について」事務局から説明をお願いします。

事務局

「法定外繰入について」説明する前に第1回の運営協議会の時にもお話しをして、繰り返しになりますけれども、犬山市の会計、財布には一般会計と特別会計があります。そして、この国民健康保険事業については特別会計というものになります。一方の一般会計というものは、約7万4千人の市民全体の日常的な公共サービス—ごみ処理や道路管理、消防、教育などを提供するための支払いや市民からの市税収入等を管理する会計、財布となっています。

一般会計の平成30年度の決算額は、267億4千万程度、今年度予算は256億5千万円。これに対して1万5千人の被保険者を抱える国民健康保険事業は、平成30年度の決算額は76億5千万円で、今年度予算は、71億1千万円。犬山市の一般会計の予算の3分の1の額に及ぶ大きな事業会計という状況になっています。一般会計とは別の財布で管理されているというものになっています。

そこで、本来、特別会計というのは、法律に基づく国・県・市からの援助資金や国民健康保険税のような受益者負担、こういったものでやりくりすべきですが、その歳入だけでは経営できませんので、更に一定のルールに基づいて市の一般会計からの資金援助を受けて運営しています。この部分が法定外繰入と言われるもので、これから皆さんにご議論いただくものになってきます。

それでは、資料3を見ていただいて②の「繰り入れの種類」のところに「法定」、「法定外」とありますが、平成30年度の「法定外」の繰入金の総額は実績で79,269,093円。一人当たりになると5,096円の金額になり、一般会計から繰り入れされています。

なお、上段の「法定」と書いてある部分については、必ず一般会計のほうから繰り入れされているものになります。

そして次のページを開いていただいて、毎回の繰り返しになりますが、③のところにもありますが、「法定外繰り入れについての国の考え方」としては、法律での縛りはないものの、保険税を下げるための繰り入れの解消を強く求めているという状況があります。「法定外繰り入れはダメだよ」と言っています。今、犬山市が行っている法定外繰入一先ほどの下段の部分ですが、こちらは国が推進している特定検診や糖尿病性腎症重症化予防事業の一部、福祉医療実施に伴う国庫負担の軽減分といった基準に沿った金額になっていますので、赤字補てんという目的で繰り入れたものではありません。ですから、国からの指摘、指導は今のところありません。

こういう状況があり、昨年度の運営協議会のほうでは「法定外繰入金を県下平均まで投入し、その後、期間を定めて減少させていくべき」という意見と、「国保特会の中で完結し、国保加入者以外の市民に負担を求めるべきではない」という意見がありました。その2つの中で意見のとりまとめは出来ていません。どちらも「法定外繰入自体は減少させていこう」という考えではありましたが、今、犬山市が行っている法定外繰入については国が禁止している法定外繰入ではないので、この部分については市の財政当局も繰り入れを認めているので、今後も継続していけるだろうということは当局としては考えていますが、そういう状況があるということを基に、「法定外繰入をどうすべきか」ということをこの協議会で議論していただければと思います。

河合課長

補足資料について説明させていただきます。資料3の3は、昨年度、法定外繰入に対して、国、厚生労働省はどう考えているのか、直接、しっかり聞いてくれという依頼がありましたので、その回答になります。繰り返しになりますが、国は、法定外繰入の全部を禁止しているわけではなく、保険税が上がりそうな時に、それを緩和したり、税を引き下げるために繰り入れるのはやめてくれという言い方をしていることです。ただ、法律的なペナルティを科したり、禁止することまではできないであろうという見解がなされています。

参考として、今後の国の法定外繰入の締め付けは、より厳しいものになってくるであろうということで、最新版の情報で、波線が引いてありますが、「国保財政

の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進、法定外繰入の解消」が全世代型社会保障検討会議の中に盛り込まれているという情報の提供でございます。

資料3の2は、会長からご依頼いただきまして、この10年位の法定外繰入の推移についての表をお作りしたものです。平成20年度が後期高齢者の制度が始まって、新しい国保の制度ができた年になります。それ以降も被保険者数は、うなぎ登りで、国保は人数が増えてきておりましたが、後期高齢者が始まった2年度目から被保険者数が、減少に転じ、現在に至っています。

そういう状況になっていましたが、法定外繰入を伸ばすことが良いことだという論調が、当時はまだあり、平成24年度くらいまでは、順調に法定外繰入は伸びていきまして、最高時は、3億円以上入れていたということです。そこから、平成26年度に低所得者への軽減を6.4割から7.5.2割に拡大しました。それと同時に資産割を廃止して減税を行っています。平成20年度に増税をした時には、痛み分けと言う面があるので、保険税を上げると伴に、市も痛み分けで法定外を増やしましょうということ、法定外繰入を増やしてきました。ここに来て、増税する時に痛み分けをしたのであれば、減税する時も一般会計からの繰入を減らすべきと協議会の中でありまして、ここから転換して減じていく形になりました。平成27年度に、この30年度の国保改革を踏まえて、国は法定外を減らせというのであれば、法定繰入を増やすべきであろうと、中間所得者層への支援という意味の基盤安定の繰入金制度を拡大いたしまして、26・27年度で、法定繰入が27%・25%と大幅に伸びまして、25年度から比べると6割くらいは増えましたので、そのバランスもありまして、法定外の方が相対的に減ってきているということでもあります。それ以降は、被保険者数の減少に伴って、徐々に微減となり、現在の金額になっているというところでございます。この10年間の繰入金金の歴史というものになります

久世会長

はい、概略は掴めましたでしょうか。結構、今まで増税をしたり、そもそも医療費が上がる平成20年度には考えがあって、増税をする代わりに市も負担を増やす。それが法定外繰入というところに反映されていって、上げたのだけれども余ってしまったので「返します」ということが25年、26年辺りから始まっていて、今に至るという流れです。今、また今度は愛知県からの要求分が増えてきたので、増税をしなければいけないというような状況の中で、「さあ、ではこの法定外繰入をどうしましょう」という議論になってきているという段階です。

まず質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

これも玉置委員から伝言をいただいています、「法定外繰入は、やっていくべきだ」と、「一定の分はやっていくべきだ」ということを伝言でいただいています。増やしていくか、今はやはり少なすぎるので、被保険者の負担軽減ということは重要なことだから、一定の金額の法定外繰入は増やしていかざるを得ないというようなご意見でした。金額が幾らかということは聞いていませんが。

宮本委員

国の指針のところでも実際、二重の負担であるというのは、正にうちの協会けんぽとか保険者、組合もそうですけれども、その中に勤められている方というのは、保険料を国に定められている分がありまして、今日は資料がありませんが、去年資料を出していますが、うちが納めている保険料の約4割近くは国に納めています。この国に納めている金額がこういった後期医療や市などの部分に分配されま

して、お金が納められている。なぜ二重になっているかというところを厚労省が回答を出していますが、その人たちはもちろん市や、あちこちに住まれていると思いますが、そこで更に税金を納めている上に国から市のほうに入ったお金もまた国保税に入っていくとなると、言い方は悪いですが国民健康保険の加入者に対して、その方たちがお金を負担しているというような形になるので、「二重をやめてほしい」ということを国は指針として出しています。ただ、それについて実際、赤字であるわけなので、その法定外繰入のところを国はそういった形で指針を出していますけれども、今後そういったことがダメであれば、その施策も今のうちに考えておかないと、今後、犬山市議会のところも含めてですけれども、少し補うことを考えておかないと。国が言っていることももったもなことで、うちの立場から言うとそういったことももちろんあるのですが、そういったことも見据えた状態でないと、入れるということに関して、他の案のところも、今後を見据えたことも考えないと少し難しいのかなと思いましたので、意見をさせていただきます。

久世会長

はい。国のほうは「法定外繰入は好ましくない」という考え方ですが、実際はどうでしょうか。愛知県の自治体はだいたい何割ぐらい法定外繰入を行っていますか。自治体として繰り入れをせざるを得ない状況なのは。

河合課長

まず、法定外繰入を県下の市で一銭も入れていない市は2市だけです。その他のところは犬山市も含めて何らかのものは入れています。最高額は一人当たりで3万円以上入れているところから、さきほどのゼロのところまでありまして、犬山市はどちらかという県下38市の中では低いほうで、27位ぐらい。お尻から3分の1ぐらいのところにあります。国も全部は禁止していません。保険税を維持したり、下げるために、「被保険者に負担を求める代わりに一般会計から補てんをする」という考え方はやめてください。」という意味になりますので、先ほどの保健事業は市民一般の方にも恩恵があるということですから、国保だけの人のためにやるわけではないので、「それは一般会計から一部補てんしてもいいよ」ということなので、そういう健康のための事業にはお金はこれからも我々も入れていきたいと思えます。また、子ども医療などをやりますと、無料になるので、「医療費が膨らむでしょう」と。「それは市がやることなので、国には責任がないので、その部分は差し引いておきますね。」という制度があって、これが国の補助金のペナルティーと言われている部分ですが、それも犬山市が「中学まで子ども医療を拡大してやっているのだから、それは国保のせいじゃないよね」ということで、それも一般会計からお金はいただいていますので、この2点については、我々もやりたいし、これも継続的にやっていくべきで、法定外を全部否定するつもりはないです。ただ、申し訳ないですが、保険税をどれだけの市町村が下げるために入れているかなど少し詳細なところまで踏み込めていないのですが、確かあまりひどい所は国から指導が入って「削減計画」を立てさせられた所が数市昨年ありますが、名古屋市を含めて5市ぐらいあったかなと思うので、そこは少し目に余ると思われているのかなという感触です。そんな現状だと思います。

久世会長

愛知県の中では、犬山市は繰り入れが少ない方だということです。

国は望ましくないと言っているけれども、実態はそういうわけにもいなくて、裕福だと言われている愛知県の中でも繰り入れがだいたい行われていると。犬山市はその中でも繰り入れが低いほうだというのが現状だということです。それを踏まえて、繰り入れをどうしていこうかという議論をしたいと思います。

河合課長

今、裕福だというお話がありましたが、先ほどの話でいくと市の全体が裕福なところは、やはり繰り入れる傾向が高くて、長久手市や日進市が最もよくて今、伸び盛りの市と言われているところです。豊田のベッタウンで非常に人口も増えて、まだ活力がある町です。この近辺ですとやはり小牧市が大きくて、逆に尾張近辺はどちらかという愛知県の中では貧しいところが多いので、全体的に低めの傾向が出ているといったところです。

久世会長

財政に関してはあくまで犬山市の一般会計というか市長部局でやってもらうことでもありますので、ここの協議会としては現状を踏まえて、繰り入れを入れるかどうか。要請はするけれど財政はどうかというのは、また市長の判断もあると思うので、全く荒唐無稽な答申ではいけないとは思いますが、例えば、今までの最大分、表の中の①と②を合わせた金額ぐらいまでは、そんなに過剰な金額ではない気はしますが。平成31年度にあたってはほしい4億3千万円。今までのMAXだと平成23年の5億4,300万という幅がある。この中ぐらいの範囲だったら、僕は可能なのではないかなという個人的な意見ですけれども。その中でどこまで繰り入れを増やすか、もしくは現状維持にするのかという議論になると思います。

丸山委員

はい。やはり先ほどおっしゃいましたけれども、国保に入っていない人から見れば、自分たちは社会保険に入っているの、国保の恩恵は受けないという人からすれば、税金から流れているというのは、二重に払っているような気持ちになって、納得がいけないという方はいると思います。ですからやはりそういう方々に対して納得してもらえよう努力はすべきだと思いますし、一般会計をどんどん入れるべきだということは、私は違うかなと思います。やるなら税率を引き上げるとか、徴収をしっかりとるとか、やれるだけのことはやった上で、それでも足りないという話ならわかると思いますが。ですから自分は慎重に考えるべきではないかと思っています。

久世会長

この後に説明があると思いますが、現状だと県から求められている分が足りない、前年度の答申では今年度の税率は据え置きということにしていますが、20数パーセント足りない状況なので、これから何ヵ年かけて税率を増やしていかなざるを得ない状況になっています。ですから税率をそんなに増やさなくても良ければ現状維持ということもあります。丸山委員のご意見の中で税率を上げるという中で、前年度は6%ぐらい上げています。今年度は据え置き。将来的には上げていかなざるを得ない状況という中での議論になります。ですからその税率をどこまで上げるか。20数パーセントをどこまで被保険者に求めて、どこまでを市に求めるのかというふうにと考えると整理がつきそうだなと思います。

岡委員

事務局のほうから国の考え方等の説明があり、国に方針についてはわかりましたけれども、愛知県でもやはりこういう国保運営協議会というものを持っているわけですが、国保の運営協議会の昨年度までの方針としては各市町村の法定外繰入について、干渉はしないという方針だということを確認しては、県の国保運営協議会の方針について確認しているというふうには私は承知していますが、事務局の見解もそういうことでよかったですね。

河合課長

はい。現状としてはその通りだと思います。国でもさっきの話でペナルティーを科したりすることはできないので、県には何の権限もございません。市町村の法定外繰入に対して県が指導をすることはあり得ないというふうには考えています。

岡委員

去年、一昨年とこの問題をめぐって色々、意見交換をしてきましたが、私は当面犬山市の現行の水準を守りながら、それでも県下平均よりもまだ少ないということですので、県下平均ぐらいになった時にはどうするかということは議論すべきだろうと思いますけれども、当面は法定外の基準のある国の認める特定検診や糖尿病性腎症重症化予防事業の一部や福祉医療を実施している云々での国庫負担の減額分は法定外繰入の中でも犬山市はきちっとした線を設けてやっていこうということでやってきましたので、この分についてはやはり現状維持で進んでいくべきではないかなと思っては、それ以上というのは、また理論づけがないと僕は難しいと思っていますので、当面は現状維持という考え方で、県下の状況もにらみながら、進めていってはどうかなと思います。昨年と比べてかなりトーンダウンしました。

河合課長

当局側としても先ほど岡委員が言われました国が禁止していない、我々も胸を張って財政にもの言えるものについては、堅持をしていきたいというふうに思っています。「法定外繰入は何でもかんでも悪だ」というつもりはありません。ただ、県下平均は昨年もそうでしたが、先ほど申し上げた犬山の4～5千円の倍です。1万円弱、9,800円とか8,000円とかそのぐらいの額になると思います。

久世会長

一人当たりですか。

河合課長

もちろん、一人当たりです。規模が違いますので、名古屋市が多いと言っても意味がありませんので一人当たりで言いますが、一人当たりは、だいたいまだ平均から比べると半分少しくらいということは確かなことです。

久世会長

平均はだいたい今の金額の倍だという。

今日、結論を出すわけではないので、また議論を煮詰めていきたいです。

事務局、この後はいいですか。

河合課長

では最後に一番大きな課題について、資料の4の1と2を見て頂きまして、数字が入っていますけれども、これは「こういうふうだよ」という意味ではありません。次回以降、この2つの表を使って議論をさせていただきたいと思いますので、今日は予習として表の見方を覚えていっていただきたいということが本当の趣旨です。

河合課長

資料の4の1から参ります。まず、県に納めなければならない納付金というものがああります。昨年の方たちには見慣れた資料ですが、そこから本来課税をすべきであろうという金額を算出するために国のガイドラインを紐解いて、その通り頑張っって表にしたものでございます。一番頭に納付金額がきます。去年、予算の時や協議会の時を示させていただいたものを30年度の決算時、実額に置き換えて検証するために今回はこれを作りました。昨年払った納付金は、一番右上です。全部で1,986,994,648円、約20億円弱をお支払いいたしました。その納付金から国保の事業運営をするために必要なものをまず足します。先ほどから話題になっているがん検診の助成とか、皆さんのための保健事業のお金。それから医療機関の皆さんにお支払いする金額は県から全額来ますが、任意給付と呼ばれる「出産育児一時金」と「葬祭費」は自前の国保税から払うという形になっていますので、この2つの決算値を足します。それから同じくこれも保健事業です。医療費通知を出したり、ジェネリック医薬品普及啓発をしたりする「広報活動費」を足します。それから最後に特定健診などの費用を足します。これの合計が右端にきておりますから、先ほどの19億8,000万円にこの1億700万円を足します。

一方、納付金から減額できるものの計算です。先ほどから話題になっている法定及び法定外の繰入金は、一般会計からいただけるので、それは差し引きます。国や県からもらえるお金も差し引きます。それから現年ではなくて滞納繰越といって、溜まってしまった分の保険税が遅れて入ってくる分もここで減じます。それを合わせますと1億7,400万ばかり減らすものがありますので、納付金に足すものは足し、引くものは引きますと、⑭番17億4,000万円です。これが保険税として、収入するのに必要な額ということになります。

それから去年、議論になりましたが、式としては収納率があつて全額は入りませんので、収入額から収納率を割り戻しますと、本来、課税をするべき額というものが出ます。それが⑯番18億7,000万円の課税が必要という形で出てきます。ただし、これも先ほど出ていましたが、低所得者の皆さんのために保険税は減額をいたしますので、その減額分は実際には課税をしませんから、ここでその部分を引きます。1億8,000万円あります。それを差し引きますと昨年度、本来収入収支がトントンになるために課税するべきであった額は約16億9,000万円であったということになります。

久世会長

見込みですね。

河合課長

これは決算値から出したので、本来これだけ課税すべきであった金額です。

久世会長

今年度の金額ですか。

河合課長

30年度です。

久世会長

30年度にこれだけ必要だったと。
ギャップでどれぐらいありましたか。

次に資料の4の2です。見方といたしましては、先ほどの①番「本来の必要額」というものが一番左の端にきます。30年度決算が丸めてありますが、先ほど申し上げた16億9,000万円ぐらいが本来必要な額です。先ほど質問にありました「課税総額」は、1,391,591,500円になりましたので、その乖離は⑥にきます。結果的に基金で穴埋めをしなければいけない額ですが3億円弱、先ほど申し上げた2億9,000万円ほどあるという現状でございます。この3億円は本来、保険税でいただかなければならないという考え方ですから、最終的な到達地点としては「これを国保税としていただけるようにしたい」ということです。ここから先は少し適当な数字にはなってしまいますが、例えば令和元年、本来の必要額は被保険者が減っているのです、少し減るだろうということで仮に16億4,000万円というものを置いてみました。こちらは実数ですが、現在の課税総額は被保険者が減っていますから、やはり実額は減ってきてまして、13億4,700万円ぐらいしかございませんので、最初29年度に14億円とかあったものはどんどん目減りをしているような状況にあります。今年度は税率を上げていませんので、上昇額はございません。その1年後の上昇額が③。それから④がその率。それから⑤は元々の制度改正前に比べてどれだけ累積で上がっていくかを示したものです。最後⑥番が先ほど説明した基金、穴埋めしなければ、基金や繰入金になるかも知れませんが、補てんをしていかなければならない額。「これだけ赤字だよ」という意味です。とりあえず国の激変緩和というものがあって、今、納付金が20億円で高いと思われませんが、これでも緩和をされています。その緩和が終わるまでの期間をとりあえず市独自の緩和期間と考えて、令和5年を設定してあります。この令和5年以降は国や県の激変緩和自体が無くなってきますから、ここまでに到達していないと、また今の緩和額が1億5,000万から1億8,000万でありますので、その到達点から更に1割ぐらいまだ値上げをしていかなければならないという事態は、先の話ですが、将来的に想定しなければならぬというふうには思っています。それを踏まえて、令和5年までに税率を適正なところまで増税をさせていただきたいということで、いっぺんに上げないための算段を表にさせていただいているものです。上と下の表は基本的に変わりません。一番右の「基金の補てん額」が上の表だと6億9,500万円而下の表だと7億5,000万円になります。1年あたりの上昇率を最初のうちに頑張っておくと基金の充当が少し減ります。下は純粋に均等に5年間、5%ずつぐらい上げていくと「これぐらいいりますよ」という表になりますので、先ほどの県の資料をもとにここを作り直させていただいて、この5年までにどれだけ当局側としては上げていかなければならないという表をお示しして、それにも関わらずどうしていくか、当面令和2年度の税率をどうしていくかということをご議論いただきたいということで、今日はこの表の見方を覚えて帰っていただければと思っています。

久世会長

基金残高はどれぐらいになりますか。

河合課長

8億円です。

久世会長

8億。この金額は使える金額だということですね。

河合課長

そうですね。ただ、本当は全部使いたくないので、皆さんにはそのうちの2億円はとって置かせていただいて、6億円はこれに使ってもいいかなと思っています。

河合課長

先ほどの話で、これは人口減が考慮してありません。すると何がなんだかわからなくなる表になりますので、固定していますから、実際、人が減れば少し穴埋め金額は減ってくるので、ギリギリ6億何千万円ぐらいで済めば、なんとか現実的な数値ではないかなというふうに当局では思って作っています。

久世会長

さっきの法定外繰入を議論する時に、ここの上昇額を見るとわかりやすくなるのかなと思いましたが、この上昇額という金額を被保険者全部が負担した場合のシミュレーションという形ですね。このうちの幾らかを法定外繰入にすると負担がなくなる若しくは基金残高を増やす、減らすことを抑制するということができるので、次の時にそれを議論したいなと思います。ここで税率を決めなければいけないものですから。予習のお話でした。

岡委員

今の4の2はよくわかりますが、ここに資料1の県からの前年度精算の余剰金というのが入っていないのではないかと思います。もし入っていないのであれば、例えば県全体で73億円、犬山市には7,500万ですので、5%から6%の値上げ分は県の清算金で賄えるのではないかと思いますけれども。

久世会長

3分の1しか賄えないけれども。

河合課長

資料4の1は予習で、これは30年度に支払った納付金額ですので、ここから今、おっしゃったとおり、多分、被保険者が減った分ぐらいは減額されるのと、今の3分の1に最終的にはなるかも知れませんが、その分も引いてくださると思っていますので、この金額よりは少ない金額が来るはずだと思っています。

久世会長

県の余剰金が反映されているのか。

河合課長

そうです。ですから11月15日にこれが発表になりますので、その時、これに改めて入れて30年度と比べてみますと、ここが例えば18億円とかになっていると「ああ、減ったね」という話がわかると思います。ですから、課税額も減ってくるので、それを入れ直して何パーセントぐらい減ってきたというのをお示ししたいと思っていますところなんです。

宮本委員

少しこれとは話がズレるのかも知れませんが、被保険者が減っているということですが、医療費の平均はどうですか。実際に伸びているのか、下がっているのか。

河合課長

被保険者が減っていますので、医療費の犬山市として使っている総額は減っています。ただし、一人当たりの額は残念ながら上がってしまっていて、このトレンドは全然変わらない状況です。

久世会長

何パーセントぐらい上がっていますか。

河合課長

純粋に給付費ですけれども、全体額はだいたい2%ぐらいずつぐらいは減っていますが、一人当たりは、30年度がだいたい30万円使っていて、29年度は279,700

円でしたので、一人あたりはかなり上がって7.5%上がっています。29年度は3.5%で済んでいます。

久世会長 では、結構バラつきがありますね。

河合課長 28年度はオプチーボとかの非常に高い抗がん剤の薬価が途中でドンと引き下げられたので、その時だけは99.1%で下がっています。

久世会長 薬価も影響を受けるのですね。

河合課長 最近、医療の本体はお医者様のことを考えますと少しずつ上がっている状況ですが、薬価のほうは結構、叩かれているので、薬価のほうを下げて全体を何とか引き下げて、診療報酬全体を何とか下げていくというのが、今の国のトレンドですが、ただ新薬が認可されて、発売をして、それが劇的に使われると給付費はドンと上がってしまっていて、今も私共の中で全体額は下がっているのにも高額療養費だけは上がっています。特にやはり癌の方で、高額な抗がん剤治療をする方が増えているのかなと思っていますけれども。オプチーボは1回、確か80万円ぐらいして、それを何か月か使用。ノーベル賞をもらった本庶先生が開発した薬ですけれども、劇的な効果はあるけれども、お値段が高いということで、ただ病気になった方は「使えるよ」と言われたらお使いになると思いますので。そういった事情で、医療の薬剤の高度化でやはり一人当たりの医療費が下がるのは難しいのではないかなと思っています。

久世会長 他に質問、ご意見、ありませんか。
では、この議題についてはまた議論したいと思います。
本日の議題は全て終了しました。

次は、その他ですね。「次回の協議会日程の調整」を行いたいと思います。

河合課長 次回と次々回までお願いをしたいと思うのですが、次回を先ほどの話で15日前後に県の発表があると思います。それから私どもが作業をして、木曜日となると11月28日しかないと思っているのですが、いかがでしょうか。

桑原委員 27日はどうですか。

岡委員 午前中は農審がありますけれども、午後なら大丈夫です。

河合課長 では、27日でいいですか。皆さん、ご異存がなければ、11月27日で、場所は、会長のご助力をお願いし、5階の委員会室を取るとして、27日の1時半からということをお願いします。

多分、今の様子を見ていると、この日だけで決着するとはなかなか難しいと思いますので、ただ、目標が最初にお示ししたとおり年内の答申を目指しておりますので、実際そうしないと予算に反映ができないものですから、その次の日程として、12月19日の木曜日ですけれど、どうでしょうか。

- 久世会長 12月19日ですが、ご都合の悪い方、いらっしゃいますか。
- 河合課長 いいですか。
では、12月の19日、木曜日の13時30分からということでお願いします。
一応、この日で結論を出していただけたらと思います。
- 久世会長 今日は活発な議論をいただきましてありがとうございました。
最後に部長より締めの挨拶をお願いします。
- 吉野部長 はい。みなさん、どうもありがとうございました。今日は3回目ということで、さわりという形になりますが、税率改定のところまで踏み入って、ご議論いただきました。今後の2回、短い期間の中で、大変な仕事になろうかと思いますが、当初に会長からも話があったように最終的には30%上げなければいけないというところですが、先ほどの県の決算とかを見ると、これもあくまでも私たちの見解だけですが、最終的には30%よりもう少し低い額で済むのかなというふうに正直思っています。それに伴って、今後税率をどれぐらい上げていくのか、法定外繰入をどうしていくかということをもた皆さんにご協議をいただいて、またそちらのほうを2回で詰めていただくというような、少し大変な作業になるかも知れませんが是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。
本当に今日は、ありがとうございました。
- 久世会長 ありがとうございました。
(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

署名

署名
